



うちなあ～

# 沖縄食ぬ衛生トピックス



## 食品の安全、どう守る？

### 収去検査の重要性にご理解とご協力を！

食品衛生広域監視班の業務紹介

#### 収去検査とは

食品の安全性確保のため、食品衛生法に基づき対象製造所から提供していただいた食品等を検査することです。以下のような目的で細菌検査や理化学検査を実施しています。

- ☆ 食中毒の原因又はその恐れのあるものが含まれていないか
- ☆ 法令で定められた規格基準（※1）に適合しているか
- ☆ 旧衛生規範（※2）を参考に指針値に適合しているか

甲		収去証	
記号	収	番号	〇〇〇〇〇〇
1. 被収去者の住所又は営業所所在地			
2. 被収去者の氏名又は法人名			
3. 収去品名			
4. 収去数量			
5. 収去目的			
6. 収去日時			
7. 収去場所			
食品衛生法第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、上記のように収去する。			
年 月 日			
収去者	所属庁	氏名	印
	職		
	所属庁印		
備考			

#### 収去食品に関する留意事項は

検査費用は発生しませんが、対象食品は無償提供でお願いします。

対象食品は事前に調整した収去日まで指示に従って保管してください。

「収去証」（右上様式）に提供品情報を記載して交付するのでご確認ください。

1品につき50g以上必要で、同一品を複数収去する場合があります。

表示が必要な食品は表示をつけ、食品表示がない場合は名称、製造年月日、消費期限等の明示をお願いします。

◇ 詳細については担当者からお知らせします。

#### 結果判明後の対応は

結果は文書で通知します（郵送又は手渡し、到着は品目により異なります）。

結果に異常が認められた場合は、速やかにご連絡します。

旧衛生規範の指針値逸脱の場合、立入検査を実施する場合があります。

規格基準の違反、逸脱がある場合、行政処分になる可能性があります。



出典、参考：※1：消費者庁HP「食品別の規格基準について」、「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」、トピックスVol.5（食品の規格基準編）もご参照ください（弊班HP→右上QR） ※2：弁当及びそだいの衛生規範（昭和54年6月29日付環食第161号厚生省環境衛生局食品課長通知）等（衛生規範は令和3年6月1日付で廃止）／トピックスVol.9（裏面）も是非ご一読ください

